



センターだより

愛知県勤労者安全衛生研究センター
〒456-0002
名古屋市中区金山町1丁目14-18
ワークライフプラザれあろ3F
TEL(052)684-0003
FAX(052)684-0303
連合愛知ホームページからも閲覧できます
<http://www.rengo-aichi.or.jp>

10月1日～7日は全国労働衛生週間

9月は準備月間

今年のスローガン 「健康づくりは 人づくり みんなでつくる 健康職場」

全国労働衛生週間は、労働衛生に関する意識向上と、職場での自主的な活動を通じて労働者の健康確保を目的に昭和25年から毎年行われ、今年で70回目を迎えます。

近年、過重労働などによって命が失われることや健康障がい、メンタルヘルス不調、治療と仕事の両立支援、化学物質による重篤な健康障がいなどが課題となっています。このような状況を踏まえ、改正労働安全衛生法に基づく労働者の健康管理や職場改善に、労使や関係者全員が一丸となって、積極的に取り組みを進めましょう。



【9月の準備期間中 特に重点的に実施してほしい事項】

- ①過重労働による健康障がい防止のための総合対策の推進
 - ◇ 時間外・休日労働の削減や年次有給休暇の取得促進、ワーク・ライフ・バランスの推進
 - ◇ 改正労働安全衛生法に基づく、労働時間の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底
 - ◇ 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への情報提供、医師からの意見聴取および事後措置の徹底
 - ◇ 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
- ②労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進
 - ◇ 4つのメンタルヘルスケアの推進に関する教育研修・情報提供
 - ◇ 労働者が産業医や産業保健スタッフに安心して相談できる環境の整備
 - ◇ ストレスチェック結果の集団分析と、これを活用した職場環境改善の取り組み
 - ◇ メンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取り組みの実施
- ③治療と仕事の両立支援対策の推進
 - ◇ 「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」に基づいた環境整備の推進
- ④化学物質による健康障がい防止対策
- ⑤石綿による健康障がい防止対策
- ⑥職場における腰痛予防対策の推進
 - ◇ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づいた取り組みの推進
- ⑦職場における受動喫煙防止対策の推進
 - ◇ 各事業場における現状把握と、それを踏まえた適切な受動喫煙防止対策の実施
 - ◇ 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施
- ⑧「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の徹底
 - ◇ WBGT値（暑さ指数）の把握と、基準値を超えると予想される場合の作業時間の見直しおよび単独作業の回避
 - ◇ 自覚症状の有無に関わらない水分・塩分の摂取
 - ◇ 健康診断結果を踏まえた日常の健康管理や健康状態の確認
 - ◇ 救急措置の事前の確認と実施



DVD 新作2本入荷!

連合愛知ホームページの安全衛生センターのページに、貸出DVD一覧と利用申込書を掲載していますので、積極的にご利用ください。

番号	新たに入荷したDVD	時間
5-3	業務運転中の事故を防げ	22分
5-4	重大事故につながる眠気！ 睡眠時無呼吸症候群の早期発見、早期治療	24分

安全衛生クイズ 基本編25

呼吸用保護具、皮膚障害防止用保護具、騒音障害防止用保護具は、同時に就業する労働者の【 】を備えなければならない。

- ア. 使用を希望する人数と同数
- イ. 人数と同数
- ウ. 人数と同数以上

(労働調査会「労働安全衛生広報(別冊)」より)



※答えと解説は裏面

安全衛生センター第3回理事会を開催

8月1日（木）に開催した理事会の主な内容は次のとおりです。

4～6月の活動報告の後、確認事項①理事の交代 ②当面の日程について確認しました。

◇理事の交代

構成組織	新理事	旧理事
電力総連	田中 秀幸	横原 宏治
全国ガス	遠藤 登	阿部 智彦

議事については、①第31回総会 ②30周年記念講演 ③第78回全国産業安全衛生大会への対応 ④2020年度活動計画（素案） ⑤第4回理事会について提案し、すべて承認されました。ただし、2020年度活動計画については、理事の意見等をもとに修正し、第4回理事会で再度提案することとします。



石原課長補佐

理事研修は、愛知県の石原課長補佐を講師に迎え、健康経営などの愛知県の取り組みについて事例を交えて紹介いただきました。特に、2020年4月から全面施行される改正健康増進法により、受動喫煙防止対策の対象となるのは約20万施設と説明があり、各職場における対策の要請がありました。健康経営については、昨年11月から「愛知県健康経営推進企業」の登録が始まり、現在約80社が登録しており、最も優れた取り組みを行っている企業・団体を表彰する「あいち健康経営アワード」もスタートしています。今後も大企業への普及啓発と中小企業への意識啓発を進めていくとの説明がありました。

元気で働ける環境づくりのために ～健康づくり指導者セミナーに参加～

8月2日（金）、あいち健康づくり振興事業団主催の健康づくり指導者セミナーに、連合愛知事務局から1名が参加しました。

あいち健康の森健康科学総合センターの津下センター長の講義では、①20歳代・30歳代の肥満が増加傾向にあり、若年層をターゲットにした早めの健康指導・健康対策が必要 ②健康への意識が高い人と低い人で二極化が起きており、関心のない人へのアプローチに工夫が必要 ③健康経営を進めるに当たっては、課題認識と目標を明確にして取り組むことが大切であるとの話がありました。

また、各健保組合加入者の健康状態が組合平均や同業種平均と比較できる“健康スコアリングレポート”については未だ認知度が低く活用度が低いが、2020年度には企業単位のレポートが作成されるとの情報提供があり、健康対策への活用が期待されます。

最後にはグループワークがあり、各職場の取り組みや課題について情報共有を図ることができました。



労働安全衛生関連情報

“情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン”が策定されました



これまで、パソコン等の情報機器を使用して行う作業における労働衛生管理は、2002年に策定されたVDTガイドラインに準じて行われてきました。

しかし近年、職場における情報機器作業は大きく変化し、精神的疲労、身体的疲労を感じている作業者が多数に上る等の問題も指摘されていることから、新たに『情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン』が示されました。

本ガイドラインは、事務所での情報機器作業を対象としていますが、ディスプレイを備えた情報機器を使用して事務所以外で行われる作業についても、できる限りガイドラインに準じて労働衛生管理を行うことが望ましいとされています。

情報機器作業者の心身の負担を軽減し、作業が支障なく行えるよう、本ガイドラインに準じた作業環境管理、作業管理、健康管理等を適正に行い、個々の職場の作業実態に応じたきめ細かな対策を進めていきましょう。

⇒[情報機器ガイドライン](#)で検索

貨物自動車運送事業法<荷主関連部分>が改正されました～2019年7月1日施行～

トラック運送事業でドライバー不足が深刻化しているなか、物流機能が滞ることのないよう、ドライバーの働き方改革と法令遵守が進められるようにするための法改正が行われました。

荷主や配送先の都合による長時間の荷待ち時間や、ドライバーが労働時間のルールを遵守できないような運送の依頼をしないことが重要で、荷主の理解と協力が必要不可欠です。

【改正内容】

- ①荷主は、トラック運送事業者が法令を遵守して事業が遂行できるよう、必要な配慮をしなければならない。
- ②荷主勧告制度の対象範囲に貨物軽自動車運送事業者が追加され、荷主に対して勧告を行った場合はその旨を公表する。
- ③違反原因行為をしている疑いがある荷主に対し、国土交通大臣が働きかけ等を行う。



安全衛生クイズ基本編 ⑳

【答え】ウ

<労働安全衛生規則第596条>

呼吸用保護具、皮膚障害防止用保護具、騒音障害防止用保護具は、それぞれ労働安全衛生規則第593条、第594条、第595条において、労働者に使用させるために備えることが定められており、第596条で「事業者は、前3条に規定する保護具については、同時に就業する労働者の人数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に保持しなければならない」と定められています。